

はじめに

本書は序章と終章を含め8章から成る。ここでその内容を概観しておこう。

序章は本論と付論から成り、それらのいずれもが後続の6つの章において展開される議論に関する予備知識を与えることに費やされる。具体的には、本論においては、主に、後続章においてなされる議論に関連する範囲内でマクロ合理的期待形成論者の従来の主張が確認され、一方、付論においては、後続章において用いられるモデルの解法が説明される。

序章に続く6つの章（本書における本論部分）は、内容的に、大きく、第I部（第1章から第3章）と第II部（第4章から第6章）に分けられる。各部の内容を大雑把に言うならば、第I部においては中央銀行や民間部門が他の主体の情報集合を誤認する状況において達成される経済的成果に関して、また、第II部においては外生的総ショック（exogenous aggregate shock）の値について民間部門が持ち得ない情報（以下、独自情報）を持つ中央銀行が民間部門の情報集合を正確に把握できない状況において採用すべき政策に関して、分析がなされる。ここで、中央銀行の情報集合とはその政策を実行するにあたって中央銀行が利用できる情報の集合のことであり、民間部門の情報集合とは一般物価水準の予測にあたって民間部門が利用できる情報の集合のことである。また、ある主体が他の主体の情報集合を誤認する（または、正確に把握できない）状況とは、その主体が他の主体の情報集合にどのような要素が含まれているのかを誤認する（または、正確に把握できない）状況を指す。

このように、本書においては「経済主体が他の主体の情報集合にどのような要素が含まれるか（より平易には、他の主体がどのような事柄についての情報を持っているか）についての不確実性に直面する状況」が扱われるが、この状況は従来のマクロ経済学の文献においては扱われていない。実際、産出量の決定において経済主体が直面する不確実性が果たす役割を強調するマクロ合理的期待論者の文献においてさえ（外生的ショックの値に関する情報の不完備性は考慮されるが）「各経済主体の情報集合にどのような要素が含まれるのかは全主体の間の共有知識（common knowledge）である」という仮定下で分析が進められている。しかしながら、この仮定は、分析の単純化のための

仮定であり、必ずしも現実的な仮定とは言えない。よって、「情報集合の誤認という現象が考慮されるとしてもマクロ合理的期待形成論者の従来の主張が覆ることがないかどうか」を確認しておくことは十分意義のあることに思われる。本書においてはまさにそうした確認作業がなされる。

今述べたことから推測され得るように、本書において分析に用いられるモデルの構造方程式そのものは、目新しいものではなく、第6章第4節を除き、テキストブックにおいて「経済政策無効性命題」や「裁量政策と情報公開政策の等位性および代替性命題」といったマクロ合理的期待形成論者の主張を紹介する際に用いられているものと本質的に同一である。ここで留意されるべきこととして、そうした構造方程式を所与として、本書においても維持される「中央銀行も民間部門もモデルの構造方程式の具体的な関数形や過去の経済変数の値を知る」という通常の仮定に加えて「(両主体のうちの)少なくとも一方が同時点の(contemporaneous) 外生的総ショックの正確な値を知る」という極端な仮定も置かれる時、従来の文献において想定されていた情報集合の誤認が存在しないという状況下で、「完全情報下の産出量周りの実際の産出量の分散」は0となる。(本書においては、この結果は既知のものとして議論が進められる。なお、以下で見るように、第1章においては、この結果が情報集合の誤認が存在する状況下でどのように修正されるかが、示される。)

われわれはすぐに第I部と第II部の具体的な内容を紹介することに移るが、その前に述べておくべきこととして、本書を通して、経済的成果は、前のパラグラフにおいても登場した「完全情報下の産出量周りの実際の産出量の分散(以下、「分散」)」で測られる。ここで、「分散」が小さいほど経済的成果が良いと言われることは当然であり、(上述されたような)「分散」0は最高の経済的成果を意味する。なお、中央銀行の政策目標が「分散」の最小化(つまり、産出量の安定化)であることと中央銀行がそうした政策目標を持つことが全経済主体間の共有知識であることも、本書を通して仮定される。

さて、第I部の具体的な内容紹介をはじめよう。第I部において中央銀行や民間部門が他の主体の情報集合を誤認する状況が扱われることは既述の通りであるが、より詳細に言えば、第I部の各章においては、ある時点において中央銀行や民間部門の情報集合に「その時点以降、同時点の外生的総ショ

ックの値に関する情報がその要素として加わるような変化」が突発的に起こり得ることが想定されると共に、その時点において他の主体の情報集合に実際に起きた変化が認識されないという状況が扱われる。こうして、第Ⅰ部における「情報集合の誤認」は、「実際にはある主体の情報集合にその要素として同時点の外生的総ショックの値に関する情報が加わるような変化が生じているにもかかわらず、そのことが他の主体によってまだ認識されていない（つまり、その主体の情報集合がいまだ変化前の情報集合と同じであると他の主体によって誤認されている）という状態」を指す。さらに、われわれが「情報集合の誤認が経済的成果の悪化をもたらす」と言う時、それは「それらの情報集合に変化が起こり得る時点後の中央銀行と民間部門の実際の情報集合の組合せを所与にして、情報集合の誤認が存在する状況において情報集合の誤認が存在しない状況におけるよりも劣った経済的成果しか達成されない」ということを意味する。

第Ⅰ章においては、まさに、こうした「情報集合の誤認が経済的成果の悪化をもたらす」ことを示す1つの事例が提示される。もちろん、こうした事例が存在すること自体は、誰にでも容易に推測され得るであろう。そこで、第Ⅰ章における実際の議論の力点は、情報集合の誤認によってもたらされ得る経済的成果の悪化がいかに深刻なものであり得るのかということを強調することに置かれる。

具体的には、第Ⅰ章においては、「実際には中央銀行の情報集合にも民間部門の情報集合にも同時点の外生的総ショックの正確な値が要素として加わるという変化が生じているにもかかわらず、中央銀行も民間部門も他の主体の情報集合のそうした変化にまだ気づいていない（つまり、情報集合の誤認が存在する）状況における経済的成果」が「中央銀行と民間部門が他の主体の情報集合のそうした変化を正確に把握している（つまり、情報集合の誤認が存在しない）状況における経済的成果（それは、既述の通り、最高の経済的成果である）」はもちろん「中央銀行の情報集合と民間部門の情報集合にそうした変化が生じる前の経済的成果」よりもなお劣っている、という結果が示される。つまり、たとえ中央銀行と民間部門が共にある時点において外生的総ショックの値を知ることができるようになったとして（さえ）も、共に他の

主体の情報集合にも同じ変化が起きたことに気づかないとすれば、経済的成果は以前よりむしろ悪化する、というわけである。

ここで、(現実の民間部門は中央銀行に対してその情報集合を直接に伝達する手段を持たないので中央銀行が民間部門の情報集合の変化を正確に把握できないという現象が実際に起き得ると考えることには無理がないのとは対照的に) 現実の中央銀行は望みさえすれば自身の情報集合の変化そのものや自身の情報集合の変化に伴うマネーサプライールの変更を公表することによって自身の情報集合の変化を民間部門に周知させることができる、ということに注意しよう。こうして、「中央銀行が民間部門の(変化後の)情報集合を誤認するだけでなく、民間部門もまた中央銀行の(変化後の)情報集合を誤認する」という状況下の経済的成果を扱う第1章の分析(および、上述されたその)結果が現実的観点から何らかの重要性を持つと見なされ得るためには、同章において用いられるモデルの中に「民間部門が中央銀行の(変化後の)情報集合を誤認する状況」が発生し得る設定が埋め込まれている必要がある。実際、われわれは、第1章第3節においてそうした設定を埋め込むと共に、埋め込まれた設定下で所望の状況が確かに発生し得ることを同節と付論において確認する。(これが、第1章にかなりの紙幅が当てられている理由である。)

第2章の分析結果が示すように、情報集合の誤認は経済的成果の悪化をもたらすとは限らない。実際、同章においては、中央銀行の情報集合に独自情報が加わるという変化が起きる時、加わった独自情報を用いてマネーサプライの調整を行う中央銀行にとって、民間部門が中央銀行の情報集合のそうした変化に気づかない(つまり、情報集合の誤認が存在する)状況においてそうでない(つまり、情報集合の誤認が存在しない)状況におけるよりもより良い経済的成果を達成することが可能である場合が存在する、という結果が示される。

当然だが重要なことに、自身がそうした場合に直面すると考える中央銀行は、決して進んで自身の情報集合に変化が起きたことを民間部門に知らせようとはしない。こうして、第2章の分析結果は、第1章においても扱われた「民間部門が中央銀行の(変化後の)情報集合を誤認するという状況」(または「民間部門が中央銀行の情報集合の変化を正確に認識できないという状況」)の

現実経済における存在の可能性を理論的に裏づける結果とも見なされ得る。補足すると、第1章と異なり、第2章においては、そうした状況がマクロ合理的期待形成論者によって採用されている通常のモデル設定の下で発生し得ることが示される。(つまり、今までこうしたことが指摘されたことがなかったのは、マクロ経済学者がそうした状況が存在するかどうかを調べようとしたことがないからに過ぎない。)

第3章においては、情報集合の誤認の存在と経済的成果の関係について包括的な分析が実行される。同章においては多くの結果が提示されることになるが、その1つは、第2章において提示されたような例外は確かにあるものの、情報集合の誤認は一般に経済的成果の悪化をもたらす、というものである。換言すれば、一般に、中央銀行や民間部門が外生的総ショックについての情報を入手することに伴う経済的成果の改善が完全に享受され得るためには、両主体が他の主体の情報集合の変化を正確に認識することが可能でなければならない、というわけである。

第II部の内容紹介に移ろう。既述の通り、第II部においては、主に、独自情報を持つものの民間部門の情報集合を正確に把握できない状況に直面する中央銀行（以下、簡単に、考察下の中央銀行）がどのような政策を採用すべきかが分析される。分析は、次の2つの結果をもたらす。

第1の結果は第II部におけるすべての章において（より明示的に言えば、若干異なるいくつかのモデル設定の下で）示される結果であり、それは、「長期の労働契約が存在しない経済において、考察下の中央銀行は、一般に、情報公開政策のみを用いることによって裁量政策を用いる時には達成し得ないような優れた経済的成果を達成することができる、よって情報公開政策のみを用いれば十分である」というものである。

第2の結果は第6章第4節において示される結果であり、それは、「長期の労働契約が存在する経済において、考察下の中央銀行は、一般に、情報公開政策と裁量政策の両方を用いることによって一方の政策しか用いない場合においては達成し得ないような優れた経済的成果を達成することができる、よって、両方の政策を同時に用いるべきである」というものである。

ここで、裁量政策とは中央銀行が自身が持つ情報をマネーサプライの調整

に用いる政策のことであり、また、情報公開政策とは中央銀行自身が持つ情報を（マネーサプライの調整には用いることなく）民間部門に公開する政策のことであるが、これらの政策に関しては、従来、マクロ合理的期待形成論者によって「裁量政策と情報公開政策の等位性および代替性命題」が主張されてきた。本書の序章において確認されるこの命題の内容に照らして明らかにように、実は、上記の2つの結果は、「マクロ合理的期待形成論者が考慮しなかった中央銀行による民間部門の情報集合の誤認の可能性が考慮されるならば、同命題の内容は、一般に妥当性を失う」ということを意味する。（なお、これは第6章における分析を見ることによって容易に理解され得ることであるが、第2の結果は実質的に第1の結果とマクロ経済学者にとって既知の結果を組み合わせることによって得られたものであるという意味において、上記の2つの結果のうちでは第1の結果がより本質的である。）

それが第II部におけるすべての章において示されるという上の記述によっても示唆されるように、情報公開政策の裁量政策に対する優位性を示す第1の結果は、モデルスペシフィックなものではなく普遍的なものである。実際、この結果は、中央銀行が「（ただ自身の情報を公開するだけの）情報公開政策によって達成されるのと同じ経済的成果」を裁量政策によって達成するためには、情報公開政策を実施する場合とは異なり「民間部門の情報集合にどのような要素が含まれるのか」に関する正確な情報が必要とされる、という単純な事実のみ由来する。この単純な事実が「中央銀行が、民間部門の情報集合を正確に把握できない状況」における情報公開政策の裁量政策に対する優位性を意味することは明らかであろう。

見方を変えれば、第1の結果は、（中央銀行による）情報集合の誤認によって裁量政策の有効性が損なわれる可能性を指摘する結果でもある。（この点は、特に第4章において強調される。）この意味において、われわれは、第I部だけではなく第II部においても、情報集合の誤認という現象が経済的成果にもたらす帰結を分析しているとも見なされよう。

なお、終章においては、第1章から第6章の主な結果とその含意がモデルの言葉よりも平易な言葉を用いて記述されている。以下の章を読み始める前に終章の記述に目を通すことも本書の適当な読み方の1つである。